

## 災害時における医療救護に対する活動協定についての覚書

大阪市淀川区役所（以下「淀川区役所」という。）と一般社団法人大阪市淀川区医師会（以下「淀川区医師会」という。）は、災害発生時における医療救護について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

1. この覚書は、大阪市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に想定されている災害（地震、風水害等異常な自然現象または大規模な火事等）若しくは事故災害（航空、道路、鉄道等）が発生し、大阪市淀川区災害対策本部が設置された場合（但し、大阪市と社団法人大阪府医師会との間で締結した「災害時における医療救護についての協定書」第9条が適用される場合には、同協定を優先する。）に、災害発生時の初期段階における医療救護の万全を期するため、淀川区役所が行う医療救護に対する淀川区医師会の協力について、必要な事項を定める。
2. 淀川区医師会は、淀川区役所から医療救護活動の協力要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、会員施設の医師（以下「医師」という。）を派遣するものとする。派遣する医師の活動は、民法 698 条所定の緊急事務管理に該当するものとみなし、また、淀川区医師会は、いかなる場合においても個別会員の協力を取り付ける義務、一定数を確保する義務を負うものではない。
3. 医療救護活動の総合調整を図るため、淀川区医師会が派遣する医師に対する指揮は、淀川区役所が指定する者が行う。
4. 淀川区医師会が派遣する医師は、淀川区役所が設置する救護所又は避難所、その他淀川区役所が指定する場所において医療救護を行う。
5. 医師の業務は、次のとおりとする。
  - (1) 傷病者に対する応急処置
  - (2) 傷病者の傷病程度の診断並びに後送医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
  - (3) 死亡の確認
6. 淀川区役所の要請により、淀川区医師会が派遣した医師が行う医療救護活動及び同経費の支出については、大阪市と社団法人大阪府医師会との間で締結した「災害時における医療救護についての協定書」（昭和 58 年 9 月 1 日）に基づくものとする。
7. 淀川区医師会が派遣した医師が医療救護活動を行った業務に関し、患者との間に、医療事故又は医療紛争が生じた場合、淀川区役所は速やかにその原因を調査し、淀川区医師会と協議の上、誠意をもって解決のための適切な措置を講じるものとする。
8. この覚書の有効期間は、平成 30 年 2 月 6 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、

この覚書の有効期間の終了前30日までに、双方から別段の意思表示がないときは、この覚書は更に1年間延長され、以後同様とする。

9. この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。

この覚書交換を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月6日

大阪市淀川区長 山本 正広

一般社団法人 大阪市淀川区医師会会長 石井 孝司